

保育料はどうなるの？



これまでの保育料は、保護者の所得税額による階層区分で決定していましたが、新制度では、**町民税額による階層区分**に変更となります。

保育料は、国が定める基準を踏まえ町が決定します。具体的な額は現在検討中ですが、現行の負担基準を基本に設定される予定です。決まり次第お知らせします。

※新制度に移行しない私立幼稚園は、従来どおり幼稚園が独自に利用料を決定します。なお、桂川町には私立幼稚園はありません。



▲子ども子育て支援新制度ロゴマーク

新制度の詳しい内容を知りたい方は、「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

検索

【問合先】

- 子ども・子育て支援新制度について
健康福祉課 福祉係(総合福祉センター「ひまわりの里」)
☎65・0001
- 利用手続き・申請について
学校教育課(幼稚園の利用手続き)
☎65・1149
土師保育所(保育所・保育園の利用手続き)
☎65・0077

保育所(園)を利用するには？



保育所(園)を利用するために2・3号認定を受けるとは、保護者が次の「**保育が必要な事由**」に該当する必要があります。

- 就労 ○妊娠・出産 ○保護者の疾病・障害
- 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
- 災害復旧 ○求職活動 ○就学
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

なお、就労を理由とする場合、**保育が必要な時間(保育の必要量)**によって、次のいずれかに区分されます。

区分	保護者の要件	利用できる保育時間
保育標準時間	月に120時間以上の就労時間がある	最長11時間
保育短時間	月に48時間以上120時間未満の就労時間がある	最長8時間

【よくある質問】

- Q. 「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は何時間ですか。
A. 国の基準内の**48時間**で設定します。
- Q. 「保育短時間」認定の保育時間は何時から何時までですか。
A. **8時30分から16時30分まで**を保育時間とします。それを超える時間は、延長保育となり、延長保育料がかかります。
- Q. 認定の際、保護者の勤務時間の他に通勤時間は含まれますか。
A. 実通勤時間に応じて、**勤務時間**に含めます。なお、上限については、片道1時間とします。
- Q. 現在、保育所に通園している子どもについては、今と変わらない認定にしてほしい。
A. 在園児については、経過措置を設けることができるようになっていたため、**引き続き利用することは可能です。**
- Q. 就労形態の変更等があった場合には申し出が必要になりますか。
A. 就労形態の変更により、認定区分が変更になる場合がありますので、**必ず変更申請をしてください。**また、就労以外の事由により、認定区分が変更になることもあります。